

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成 23 年 6 月 3 日（金） 14 時 30 分～16 時 00 分

2 会 場

青森県庁 西棟 7 階 C 会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、本間委員、木村委員、佐藤委員、月舘委員  
経営支援課 4 名

4 議事の概要

(1) 議題 1 前回の議事概要案及び届出状況等について

事務局から資料 1 に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題 2 届出案件について

【ラピアに係る変更について】

本件について、事務局から資料 2 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

駐車場周辺の交通量はそう多い方ではないが、北側駐車場は週末混雑している。夜間の最大騒音が基準を上回っているが、それほど環境に影響がでるほどではない。

駐車場での夜間駐車やたまり場になるなどの問題は発生していないようである。以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、第一種住居地域でもあるので、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ジョイス八戸石堂店に係る新設について】

本件について、事務局から資料 3 に基づき、届出内容及び庁内連絡会議の検討結果

について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

身障者用駐車スペースの増設について要望したらどうか。

災害時の対応について、特別な配慮を口頭で要請してはどうか。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- ・夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があり、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- ・身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- ・設置者配慮事項を確実に履行すること。